

平成 31 年度

仕 様 書

業務名

発 寒 破 碎 工 場 中 間 整 備 業 務

札幌市環境局環境事業部発寒清掃工場

I 委託業務の概要

1 業務名称

発寒破碎工場中間整備業務

2 業務内容

本委託業務は、工場全体の安定した稼動を確保することを目的とし、各設備及び機器の円滑かつ継続的な運転を図るための点検、整備、清掃を行うものである。

3 履行期限

契約書の日から平成 31 年 8 月 8 日まで

4 履行場所

札幌市西区発寒 15 条 14 丁目 2 番 30 号

札幌市発寒破碎工場

5 設備概要

(1) 回転式破碎機	株三菱重工製	100ton/5h	1 基
(2) 剪断式破碎機	株三菱重工製	50ton/5h	1 基
(3) 資源物梱包機	株三菱重工製	5ton/5h	1 基

6 業務範囲

発寒破碎工場中間整備業務仕様書及び図面のとおり。

但し、図面については貸与とし応札者は入札期限終了後、速やかに原状復帰のうえ返還する複写は禁止する。

7 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 整備手法の決定及び技術的判断

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。

また、受託者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の調整・指導監督等全ての面において主体的な役割を果たすこととし、作業中は常に業務責任者が指揮・監督等の業務を行うこと。

8 用語の定義

本仕様書で用いる用語は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成 30 年版建築保全業務共通仕様書による。

II 一般事項

1 提出図書等

(1) 業務着手時に提出するもの

- ア 業務着手届 2 部

契約後、業務に着手した時は直ちに届け出ること。

(注 1) 着手届けの余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出することも認めるが、その間現場での実作業は行えない。

※注 1 は設計額が 250 万円を超える業務のみ記載⇒記載時（注 1）の表記は削除のこと。

- イ 業務責任者指定通知書 2 部

- ウ 業務責任者経歴書 2 部

- エ 業務日程表 2 部

- (2) 現場作業前に提出するもの（該当しない項目は除外可）
事前に施設管理担当者に提出の上、承諾を得ることとし、内容に不足、疑義等があった場合には、承諾を得るまで作業ができないものとする。
- ア 安全管理体制表 2部
ア) 安全管理体制・安全活動計画
- イ 施工管理 2部
ア) 履行（施工）計画書
①連絡体制・履行体制表
②資格者名簿（本業務に必要な資格）
③仮設・搬入計画
- イ) 整備要領書
各整備毎に整備手法、手順など詳細な作業手順書を記載
- ウ 品質管理 2部
ア) 品質管理体制・社内検査体制表
- (3) 現場作業中に提出するもの
- ア 作業日報 1部
イ 週間予定表 1部
- (4) 業務完了時に提出するもの
- ア 提出図書目録 2部
イ 整備報告書 2部
整備毎に整理し、一括提出すること。
整備及び検査等に使用する測定機器等については、検査成績書及び校正履歴などの管理記録を併せて提出すること。
また、該当設備・機器について熟知した者が作業を行い、次回交換推奨部品や点検推奨項目等を報告書に記載すること。
- ウ 業務記録写真
業務記録写真は、各整備の整備前、整備中、整備後を撮影して2部提出すること。
原則として印刷物及び電子媒体の両方を提出すること。印刷物の1部は両面カラーコピーとする。また、写真の整理は以下のとおりとする。
 - ・写真は、解像度が130万画素（1,280×960）程度のカメラで撮影すること。
 - ・写真の大きさは、原則としてDSC（89×119）とする。
 - ・写真はA4S版以内のファイルに整理する。
 - ・プリンターはフルカラーで300dpi以上
 - ・用紙、インク等は通常の使用条件のもとで、3年間程度顕著な劣化の生じないもの
- エ 試験成績表（各種測定表を含む） 2部
測定結果については、発注者が別途示す基準値及び許容値を併記し、良否判断が可能な構成とすること。
- オ 業務完了届（業務完了時に提出するもの） 2部
カ 完成図面等 2部
- (5) 任意に提出を求めるもの
名称及び提出時期は次のとおり。
- ア 法定検査用図書（法定検査前） 1部
イ 施設管理担当者との打合せ記録簿（打合せの都度） 1部
ウ 異常報告書（速報）
各種測定記録時に管理基準値外の数値を計測した場合又は異常の疑いが見られる場合には、ただちに速報を提出すること。
- (6) 提出図書等の様式
提出する書類等の様式は、事前に施設管理担当者と協議のうえ、承諾を受けること。

- 2 検査に使用する測定器及び計装用計器（以下、「測定器等」という）
- (1) 検査に使用する測定器等は、校正又は点検調整済みの機器とし、事前に校正記録、検査成績書、点検表及び使用期限を明示した記録を提出し、施設管理担当者の承諾を受けること。
 - (2) 測定器等は、その測定に必要とされる精度のものを使用すること。
 - (3) 測定器等は十分な保管管理を行い、使用しない時は専用のケース及び場所に保管し損傷等による測定値の誤りのないようにすること。
 - (4) 測定器等を損傷させた場合及び誤測定が発生した場合は、代替品により再測定を行うこと。この場合も(1)同様事前承諾を受けること。
- 3 適用法令
- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「電気事業法」「労働安全衛生法」等の関係法令に基づいて業務を行うこと。
 - (2) その他適用法令及び適用規格
業務の履行にあたり、下記の関連法令及び規格を遵守すること。
 - ア 日本工業規格
 - イ 内線規程
 - ウ 消防法
 - エ 建築基準法
 - オ 建設業法
 - カ その他関連法令、規格
- 4 業務条件
- 業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。
 - 休日（土・日曜日及び祝祭日）に業務を行う場合及び下記時間帯を超過する場合は、施設管理担当者と協議すること。
 - ・業務時間：8時30分～17時00分
 - (1) ごみ受入、各基ごみ焼却炉の運転、焼却灰搬出の停止期間及び履行期間中の他予定業務・工事は特記による。
 - (2) 施設内入退出について
施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。
- 5 業務責任者
- (1) 業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。
なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。
 - ア 氏名
 - イ 年齢
 - ウ 経歴書
 - エ 受託者との雇用関係を証明する書類等
 - (2) 業務責任者は常駐とし、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。なお、常駐とは、実際に整備作業（資材・機材の搬入、仮設作業等を含む）が行われている期間を示し、以下の期間を除く。
 - ・契約から現場施工に着手するまでの期間
 - ・炉の切替期間など、整備作業が全面的に一時中止している期間
 - (3) 本業務期間中に別契約の業務委託又は工事と重複する場合、他の業務責任者または現場代理人との工程調整を図ること。
- 6 業務担当者
- (1) 業務担当者は、業務を遂行する上で資格者による作業が必要な場合、関係法令等に従い、適切に有資格者を配置すること。
 - (2) その他関連法令等上で必要となる資格

7 建物内外施設等の利用

(1) 居室等の利用

原則として利用できない。

(2) 資材置場、仮設事務所

資材置場、仮設事務所等に必要とする用地については、施設管理担当者と十分協議し、当工場の運転管理に支障が生じないように計画すること。

8 駐車スペースの利用

業務履行に伴う車両の駐車に必要とする用地は、施設管理担当者と十分協議し、当工場の運転管理に支障が生じないように計画し利用すること。

9 安全衛生管理

(1) 業務責任者は業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等に心掛けること。

(2) 酸欠等作業場所

施設内は、酸素欠乏等の危険な箇所もあることから事前に確認し、業務担当者に周知するとともに、法律等関係法令を遵守し事故防止に努めること。

10 火気の取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

11 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。

12 出入禁止箇所

業務に關係のない場所及び部屋への出入は禁止する。

13 服装等

(1) 業務関係者は、特記事項による他、業務に適した服装、履物で業務を実施すること。

(2) 業務関係者は、前号に定める場合、また特別な作業に従事する他は、名札又は腕章の着用を義務付ける。

14 施設管理担当者の立会い

(1) 作業に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、原則事前の申し出による。

15 業務の立会い、確認

施設管理担当者の指示に従い、次の立会い、確認を受けること。

(1) 業務開始前

当該設備の現状を確認し、履行体制等の準備の後、原則として施設管理担当者の確認を受けること。

(2) 業務実施中

ア 自主検査（社内検査）

受託者は、各機器の整備終了次第チェックシート等により検査し、報告すること。なお、チェックシートの様式は、施設管理担当者の承諾を受けること。

イ 段階確認ほか

各整備は、指定された期間内に実施するものとし、前述の自主検査を終了した後、施設管理担当者の立会、確認を受けること。

なお、施設管理担当者より改善指示書が出された場合は指定する期日までに改善するとともに、当該箇所の改善報告書を提出し、施設管理担当者の立会、確認を受けること。

16 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において原状復旧すること。

17 その他

(1) 作業は本仕様書に基づいてを行い、部品等について明記のない場合及び汎用品を除き、部品等はメーカー純正品とし規格・型番等は厳格に守ること。

- (2) 各作業について職種別に人工数を作業日誌等で報告すること。
- (3) 各機器整備後の試運転調整、完了条件は特記事項による。
- (4) 特許等に関わる事項は、受託者にて整理すること。

III 特記事項

1 受託者の負担の範囲

受託者の負担の範囲は次による。

- (1) 業務の実施に必要な車両に係る経費
- (2) 業務の実施に必要な工具、校正証書付計測器等機材（機器付属品は除く）
- (3) 業務の実施に必要な消耗部品、材料、油脂等（支給品除く）
- (4) 業務の実施に必要な事務所、エアシャワー室等の仮設設備。
- (5) 業務の実施に必要な動力
- (6) 業務の実施に必要な外線電話等の使用に係る経費。
- (7) 文具等の事務消耗品
- (8) 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル

2 仮設設備等及び作業動線養生

- (1) 事前に仮設計画書を提出し、施設管理担当者の承諾を得ること。
- (2) 通路及びエレベーター等の作業動線を養生すること。

3 調査業務

受託者は本整備業務に伴い、別途発注者が示す設備状況調査シートに基づき各機器に関する調査項目を調査し、設備状況調査報告書を作成し提出すること。

4 緊急措置

本仕様書に明記していない不測の事態が発生した場合は、速やかに施設管理担当者に報告の上、処置方法を協議し対処すること。

5 支給材料

整備仕様に示すとおり。

また、支給材料の数量、外観、機能検査を行い、疑義がある場合は直ちに施設管理担当者へ連絡すること。

6 廃棄物の処理

- (1) 業務の実施に伴う発生材の処理方法は以下のとおりとする。

	発生材・廃棄物名	処理方法
ア	焼却可能なもの	清掃工場のごみピット
イ	廃金属	廃材置場
ウ	灰・ボイラダスト	清掃工場の灰ピット
エ	耐火物	清掃工場の灰ピット
オ	廃油	廃油置場
カ	その他可燃物	清掃工場のごみピット

- (2) 仮設事務所から出る廃棄物及び仮設便所の処理費用は、受注者の負担とする。

7 完了確認

受託者は、各設備・機器の整備終了後、以下の(1)(2)の検査、並びに(3)の合格条件を満たしていることの確認を受けること。

- (1) 個別機器の整備報告書等に基づく検査
- (2) 試運転

委託者が行う次に示す試運転検査。

- ア 個別機器の試運転検査
- イ 各焼却炉の試運転検査

(3) 合格条件

- ア 前途の検査において不具合、不良箇所が発見されない場合。
- イ 前途の検査において不具合が発見された場合、直ちに原因の調査、報告を行い、補修方法等について協議するものとし、
 - (ア) その原因が受託者の責に帰するものである場合は、受託者の責任により普及し、再度、全号と同様の検査方法により不具合が発見されない場合。
 - (イ) その原因が受託者の責に帰するものでない場合。
その原因が受託者の責に帰するものである場合は、補修方法等について協議の上、受託者の責任により復旧し、再度、前号と同様の検査方法により不具合が発見されない場合。

8 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、札幌市が推進する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

9 その他

- (1) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。
- (2) 疑義の発生についても前号と同様とする。

整備個所	図番	整備内容及び特記事項	必要資材	数量	備考	
1 剪断式破碎機設備 カッター整備	1 6	(1) 上部主カッターの反転及び下部主カッタ ーの反転を行うこと。 (2) 上部クロスカッターの反転及び下部クロ スカッターの反転を行うこと。 (3) 主カッター及びクロスカッターのボルト ・ナット・座金類は交換すること。 (4) 施工前の各カッター間の間隙及び各コ ナー部の磨耗、施工中の各カッターの板厚及 び施工後の各カッター間の間隙計測を行い記 録すること。 (5) 各カッター取付前には、カッター取付部 及びカッター背板取付部の清掃、手入れを行 うこと。 (6) カッター間隙調整後は本市担当者の立会 い検査を受けること。 (カッター間隙 0.2~0.4mm以内) (7) 施工後の試運転確認を行うこと。	・上部主カッターボルト・Wナット MQC-113-1108 ・上部主カッターバイカルク MQC-113-1109 ・上部主カッターボルト MQC-113-1110 ・下部主カッターボルト・Wナット MQC-111-1184 ・下部主カッターバイカルク MQC-111-1185 ・下部主カッターボルト MQC-111-1186 ・下部主カッターボルト MQC-111-1187 ・上部クロスカッターボルト・Wナット MQC-113-1113 ・上部クロスカッターバイカルク MQC-113-1114 ・上部クロスカッターボルト MQC-113-1115 ・下部クロスカッターボルト・Wナット MQC-116-1042 ・下部クロスカッターボルト MQC-116-1043 ・上部クロスカッターホルダーボルト M36*600 (ナット・SW) ・ダウエンピン MQC-113-1116 ・座金 MQC-113-1117 ・緩み止め座金 MQC-113-1118	6 6 6 6 6 6 6 6 4 4 4 4 4 4 4 4 2 2 2 2	組 個 個 組 個 個 個 個 組 個 組 枚 枚 枚 枚 本 個 枚 枚	支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給

整備個所	図番	整備内容及び特記事項	必要資材	数量	備考
1 剪断式破碎機設備 スタンバーシリンダ整備	2 7	(1) 施工前及び施工後の油圧シリンダ動作速度計測を行い記録すること。 (2) 油圧シリンダの分解整備及び消耗部品の交換を行うこと。 ※ 施工時に伴う廃油は指定容器に保管し、ろ過して再使用すること。 (3) 施工後の試運転及び動作確認を行うこと。 ① ロッドパッキン部、ヘッドカバー部及び配管接続部（バルブスタンド側も含む）より油漏れの無いこと。 ② 異音、発熱の無いこと。 ③ 配管及びシリンダ内のエア抜きを十分に行うこと。 ④ 施工時にこぼれた油は完全に除去すること。 (4) 施工後の試運転確認を行うこと。	・ロッドブッシュ（I） MQC-151-0282 ・ロッドブッシュ（II）油溝付 MQC-151-0283 ・ストップリング（I）2ヶ割り MQC-151-0403 ・ストップリング（II）2ヶ割り MQC-151-0404 ・Oリング G195+1BUR (1B) ・ロッド部Vパッキン (オスメスアダプター付) MQC-151-0285 ・ピストン部Vパッキン (オスメスアダプター付) MQC-151-0289 ・ダストワイパー DKI-140 ・銅パッキン ϕ 76 × ϕ 65 × 5	1 個 1 個 1 個 1 個 1 個 1 個 1 組 2 組 1 個 2 枚	支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給
3 シャーシリンダ整備	8	(1) 施工前及び施工後の油圧シリンダ動作速度計測を行い記録すること。 (2) 油圧シリンダの分解整備及び消耗部品の交換を行うこと。 ※ 施工時に伴う廃油は指定容器に保管し、ろ過して再使用すること。 (3) 施工後の試運転及び動作確認を行うこと。 ① ロッドパッキン部、ヘッドカバー部及び配管接続部（バルブスタンド側も含む）より油漏れの無いこと。 ② 異音、発熱の無いこと。 ③ 配管及びシリンダ内のエア一抜きを確実に行うこと。 ④ 施工時にこぼれた油は完全に除去すること。 (4) 施工後の試運転確認を行うこと。	・Oリング P417+1BUR (1B) ・ロッド部Vパッキン (オスメスアダプタ付) MQC-151-0345 ・ピストン部Vパッキン (オスメスアダプタ付) MQC-151-0349 ・ダストワイパー DKI-300 ・銅パッキン (バルブブロック側) ϕ 99 × ϕ 85 × 5 ・銅パッキン (シリンダ側) ϕ 132 × ϕ 117 × 5 ・ロッドブッシュ（I） MQC-151-0342 ・ロッドブッシュ（II）油溝付き MQC-151-0343	1 個 1 組 2 組 1 個 1 枚 1 枚 1 枚 1 個 1 個	支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給 支給

整備個所	図番	整備内容及び特記事項	必要資材	数量	備考
1 剪断式破碎機設備	3 シャーシリングダ整備	8	・ストップリング（I）2つ割 MQC-151-0412 ・ストップリング（II）2つ割 MQC-151-0413	1組 1組	支給 支給
	4 油圧ユニット整備	9 (1) 施工前に冷却水量の確認を行うこと。 (2) オイルクーラーの分解清掃・点検を行うこと。 (3) 施工後水量調整を行うとともに耐圧検査 を行うこと。 ※ 胴側より1.47Mpa、缶側より0.98Mpaで30 min保持すること。	・ガスケットA C-119500-15 ・ガスケットB C-119500-16 ・Oリング C-119500-10 ・ガスケット（水側） JIS10K用 ・防食亜鉛棒 C-119500-27・28 ・掃除棒 メーカ純正品	1枚 1枚 2個 2枚 3個 1本	支給 支給 支給 支給 支給 支給
2 回転破碎機設備	1 ハンマー整備	10 (1) 各ハンマーの交換を行うこと。 (2) ハンマーボルトはすべて再使用とする。 (3) ハンマーボルトの摩耗及び曲がりを計測 し、記録すること。 (4) ハンマーは重量バランスを考慮して取付 けること。 (対列どうしの合計差及びロータ取付後の左 右合計差は、200g以内とする) (5) 施工前後に、振動計測を記録すること。 (施工後の測定は複数箇所とし、振幅最大値 は100 μ m以下とする)	・ロングハンマー MRC-101-4307 ・ショートハンマー MRC-101-4308	16個 14個	支給 支給
	2 カッターバー整備	11 (1) カッターバー及びフィラープレートの 交換を行うこと。 (2) カッターバーの摩耗計測を行うこと。	・カッターバー MRC-203-1044 ・フィラープレート MRC-203-1037	1本 1枚	支給 支給

整備個所	図番	整備内容及び特記事項	必要資材	数量	備考	
回転破碎機設備 2 コンプレッショングライダ整備	3 12 13	(1) 施工前、施工後の電流計測を行うこと。 (2) 既設ライトを全数取外し内部の清掃および点検を行うこと。 (3) D4リンクチェーンの張り計測を行い、必要な場合は調整を行うこと。 (4) 駆動軸周りの清掃を行うこと。 (5) 施工前及び施工後の油圧シリンダ動作速度計測を行い記録すること。 (6) 油圧シリンダの分解整備及び消耗部品の交換を行うこと。 ※ 施工時に伴う廃油は指定容器に保管し、ろ過して再使用すること。 (7) 施工後の試運転及び動作確認を行うこと。 ① ロッドパッキン部、ヘッドカバー部及び配管接続部（バルブスタンド側も含む）より油漏れの無いこと。 ② 異音、発熱の無いこと。 ③ 配管及びシリンダ内のエアー抜きを確実に行うこと。 ④ 施工時にこぼれた油は完全に除去すること。 (8) 施工後の試運転確認を行うこと。	・トラックボルト・ナット・平ワッシャ 7H3596・7K2017 ・ダストシール SDR-90 ・ロッドパッキン SKY-90 ・ピストンパッキン SKY-145 ・Oリング MRB-402-0029-⑤⑥⑦⑧	444 2 2 4 2	組 個 個 個 組	支給 支給 支給 支給 支給
主電動機整備 4	14	(1) 破碎機電動機の離線及び取外し、搬出を行うこと。 (2) 電動機を分解し、コイルのスチーム洗浄およびワニス処理を行うこと。 (3) 負荷・反負荷側の軸受及びを消耗部品の交換を行うこと。 (4) 整備後、単体の絶縁測定を行うこと。 (5) 破碎機電動機の搬入及び芯出しを含む取付け、結線を行うこと。 (6) 施工後、絶縁測定及び試運転確認を行うこと。	・整備部品	1	式	

整備個所	図番	整備内容及び特記事項	必要資材	数量	備考
2 回転 破碎 機 軸受 整備	5	10 (1) 電動機とのカップリングを分解し、電動機と分離すること。 (2) オイル配管を取り外した後、軸受箱を分解し軸受を交換すること。 (3) 軸受箱オイルシールの交換を行うこと。 ※ 軸のオイルシール接触部が摩耗している場合は、取付け位置を調整すること。 (4) オイル配管を復旧した後、軸受箱を組立てし電動機と接続すること。 (5) 施工後の試運転確認を行うこと。	・軸受 MRC-001-1186-1015-⑧ ・オイルシール MRC-1186-105-⑪⑫	2 個 2 組	支給 支給
	6	15 (1) ごみ搔き板を交換すること。 (2) センターディスクの肉盛溶接を行うこと。 ※ 各種肉盛溶接は、新品形状を模した銅板を準備したうえ肉盛溶接を行うこと。 (3) 破碎機本体の清掃を行うこと。 (4) 施工後、バランス調整振動計測を行うこと。 ※ 振幅 : 50 μ m以下とする。	・ごみ搔き板 16t×20×150 (高張力鋼) ・溶接ワイヤー MG60相当品 20Kg/巻 (1.2mm)	8 枚 4 卷	支給 支給
7 油 圧 ユ ニ シ ト 整 備	16	(回転用オイルクーラー) (1) 施工前に冷却水量の確認を行うこと。 (2) オイルクーラーの分解清掃・点検を行うこと。 (3) 施工後水量確認を行うとともに耐圧検査を行うこと。 ※ 胴側より1.47Mpa、缶側より0.98Mpaで30min保持すること。	・ガスケットA C-119400-15 ・ガスケットB C-119400-16 ・Oリンク C-119400-10 ・ガスケット (水側) JIS10K用 ・防食亜鉛棒 C-119400-27・28 ・掃除棒 メカ純正品	1 枚 1 枚 2 個 2 枚 3 個 1 本	支給 支給 支給 支給 支給 支給
	17	(潤滑油用オイルクーラー) (1) 施工前に冷却水量の確認を行うこと。 (2) オイルクーラーの分解清掃・点検を行うこと。 (3) 施工後水量確認を行うとともに耐圧検査を行うこと。 ※ 胴側より1.47Mpa、缶側より0.98Mpaで30min保持すること。	・ガスケットA W-489W00-20 ・ガスケットB W-489W00-21 ・Oリンク W-489W00-19 ・ガスケット (水側) JIS10K用 ・防食亜鉛棒 W-489W00-18 ・掃除棒 メカ純正品	2 枚 2 枚 2 個 4 枚 6 個 2 本	支給 支給 支給 支給 支給 支給

整備個所	図番	整備内容及び特記事項	必要資材	数量	備考
3 搬送設備	1 振動コンベア整備	18 (1) 施工前に電流値及び振幅値を計測すること。 (2) アングルライナを交換すること。 (3) 施工後の試運転確認を行うこと。	・アングルライナー 1,800W×500H× 7,400L	1 組	支給
4 選別設備	1 不燃物・可燃物選別機点検	19 (1) 選別機の動作確認を行うこと。 (2) 選別機間の位相調整を行うこと。 (3) 選別機の振動調整及び計測を行うこと。 (4) ケーシングの底板厚み測定を行うこと。			
5 貯留・搬出設備	1 No.1、2コンバクタ点検整備	20 (1) No.1、2コンバクタの点検を行い、必要な整備事項について報告すること。 (2) 各シューの摩耗状況を確認し目視点検すること。 (3) スクレーバーの交換、点検を行い摩耗状況を確認し点検すること。 (4) コンバクタ本体で破碎ごみと接触し摩耗する側板、底板、ラム天板のする鋼板について、代表的に摩耗測定し、評価、記録をすること。 (5) 電磁弁類の動作確認を行い記録をすること。			
	2 油圧ユニット整備	21 (1) 施工前に冷却水量の確認を行うこと。 (2) オイルクーラーの分解清掃・点検を行うこと。 (3) 施工後水量調整を行うとともに耐圧検査を行うこと。 ※ 胴側より1.47Mpa、缶側より0.98Mpaで30min保持すること。	・ガスケットA N-LCD870用 18 ・ガスケットB N-LCD870用 19 ・Oリング N-LCD870用 25 ・ガスケット (水側) JIS10K-40A ・防食亜鉛棒 N-LCD870用 22 ・掃除棒 N-LCD870用	4 枚 4 枚 8 個 8 枚 12 個 4 本	支給 支給 支給 支給 支給 支給

整備個所	図番	整備内容及び特記事項	必要資材	数量	備考
5 貯留・搬出設備	3 コンテナ移動装置点検整備	22 (1) 入庫台、No.1・2出庫台、No.1・2トラバーサのローラーコンベヤ及びドライブチェーンの点検を行うこと。 (2) 装置各部の据付ボルト等の点検を行うこと。 (3) 装置各部の位置検出近接スイッチ、リミットスイッチ等の取付状況確認及び動作確認を行うこと。 (4) 装置各部の駆動部及び各軸受けの点検を行うこと。 (5) 装置各部の給油状況を確認すること。			
6 資源物梱包機設備	1 資源梱包機整備	23 (1) 終了機の内部点検・清掃を行うこと。 (2) 終了機の動作確認を行うこと。 (3) 梱包機本体、油圧駆動部、摺動部の摩耗確認を行うこと。 (4) シリンダの油漏れ、圧力、動作確認を行うこと。			
2 油圧ユニット整備	24	(1) 施工前に冷却水量の確認を行うこと。 (2) オイルクーラーの分解清掃・点検を行うこと。 (3) 施工後水量確認を行うとともに耐圧検査を行うこと。 ※ 胴側より1.47Mpa、缶側より0.98Mpaで30min保持すること。	・ガスケットA N-LCD870用 18 ・ガスケットB N-LCD870用 19 ・Oリング N-LCD870用 25 ・ガスケット(水側) JIS10K-40A ・防食亜鉛棒 N-LCD870用 22 ・掃除棒 N-LCD870用	4 枚 4 枚 8 個 8 枚 12 個 4 本	支給 支給 支給 支給 支給 支給

整備箇所	図番	整備内容及び特記事項	必要資材	数量	備考
7 電気・計装設備	1 計装機器整備	25 (1) 各指示調節計の点検調整を行うこと。 ※ YME152 9台及びKAM111 2台 26 27 (2) 蒸気流量、圧力及び温度計等に係る各現場機器の動作確認・点検・調整を行うこと。 28 29 ※ 変換器 11台及び発信機 8台 30 (3) 各計装機器のループテストを行うこと。			
		25 (1) 故障警報のループチェックを含む動作確認を行うこと。 26 27 28 29			
	2 警報装置機能点検整備				
8 その他設備	1 可燃ガス濃度計整備	(1) 可燃ガス濃度計の点検を行うこと。 2 (2) 回転系破碎機中央操作盤に表示される計器表示の確認し必要な調整を行うこと。 3 (3) 実ガス試験により現場検知器の作動試験及び変換器の機能試験調整を行うこと。 4 (4) フィルタエレメントの交換を行うこと。	・フィルタエレメント GC-D8用 ・フィルタエレメント GC-D5用	2 個 1 個	支給 支給
	2 ガス検知器警報機整備	(1) 監視操作室のプラント警報表示の点検を行うこと。 2 (2) メタンセンサーの交換を行うこと。 3 (3) 実ガス試験により現場検知器の作動試験及び変換器の機能試験調整を行うこと。	・メタン用センサー HW-6213	5 個	支給
	3 防爆・集塵設備整備	(1) 防爆設備の風量・ダンパー調整を行うこと。 2 (2) 回転破碎機室系集塵設備の風量・ダンパー調整を行うこと。 3 (3) 選別機室集塵ダクトの内部清掃を行うこと。			